

(案)

資料6

答申第29号  
令和5年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

高知県公文書管理委員会  
会長 山岡 敏明

高知県公文書等の管理に関する条例第32条第1号の規定による諮問について（答申）

令和5年7月31日付け5高法文第474号により諮問のあった下記の事項については、審議の結果、適当と認められます。

記

高知県公文書等の管理に関する条例施行規則を立案どおり一部改正することについて